





(左から) コーディネーターの岩橋副委員長、パネリストの能任委員長、櫻庭会員、加藤副委員長

す。「会計参与の行動指針」の冒頭にもきちんと言われています。もう一つは実質面です。会社に対する責任、これは任務懈怠責任と過失責任とがいわれ

する責任、これは悪意又は重過失があった場合です。粉飾等をやらなければ大丈夫です。比較論的にいえば、取締役や監査役に就任している場合のほうがリスクは高いです。条文は同じで、会社法423条から430条まで「役員等の損害賠償責任」とありますが、会計参与の場合、二つの指針を守れば責任は負わないという会社法上の理屈になっています。これは会計監査人も同じです。これを守らなければ任務懈怠にはなりません。ところが、取締役や監査役の場合には業務全般にかかわりますから、守らなければならないことが山ほどあります。特に取締役会を開かないでいる取締役、取締役の任務全般をみないで監査報告書を出している

岩橋 次に、会計参与に求められること、あるいは中小企業が求める会計参与のあるべき姿について、ご意見を伺いたいです。岩橋 会計参与の職務は取締役と共同して適正な計算書類を作成することですが、内部機関として外部からは見えない経営の問題点を発見し、それを改善するための有用で信頼性の高い情報・助言を提供することも求められていると思います。その仕事の中で、会計処理の内部統制の確立、コンプライアンス、あるいは角度を変えて後継者の育成に対する指導など、さまざまな問題を解決するような手立てを考え、企業の方針が正しいものになるようにしていくことが必要だと考えています。加藤 内部統制というのは非常に重要な役割だと思えます。それぞれの会社には事業活動に携わる役員、従業員から生まれた風土や習慣が根付いているため、それが不適正な財務報告を生み出す原因になっている場合があ

岩橋 そうですね。会社内部の話がありました。外部から求められることについてはいかがでしょうか。櫻庭 会計参与に対する外部の見方としては、「税理士の職域拡大のため」という誤ったものがあります。この誤解はもう解かなければなりません。そんな目的ではなく、銀行や取引先から喜ばれるという具体的な事例を挙げて説明する必要があります。ある会員のパン屋の例を紹介いたします。会計参与というのは計算書類の作成というものが主たる業務ですが、それは会社法で最低限やらなければならぬ業務と定められていること、それ以外のことをやらないといけないとどこにも書いていません。会社と会計参与の職務の関係で問題がない限りは、いろいろ自由にできるのですが、その会員の場合は、パン屋の経営者から棚卸資産の問題について、「今度お店に行ったらちょっと見てきて」と言われて、実際に見て棚卸資産の回転が悪いとか、在庫の管理がよくないということを感じ、取締役会での改善の必要性を説いたそうです。例えば、什器備品の置き方、仕入れたものの管理の仕方、売れ残りの商品の扱

岩橋 今、新しい中小企業の会計ルールが中小企業庁を中心に検討されています。その経緯を簡単に説明いたします。平成17年8月に中小指針が日税連、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(ASBJ)の共同で作成されましたが、平成19年ごろから国際会計基準(IFRS)と日本の会計基準のコンパリエンス(収斂)に向けて検討が開始され、中小指針もその影響を受けるのではないかと懸念され始めました。こうした中、中小企業の会計のあり方を検討するため、平成22年に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を、ASBJが「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、それぞれ報告書を公表し、中小指針とは別に新たな会計ルールを作成するの方向

岩橋 最後に、会計参与制度の将来性、あはどのよう普及していくべきかについてお聞かせください。能任 会計参与に就任するためには日税連の発行している資格証明書が必要になります。この資格証明書の発行枚数が現在約2300件です。ちなみに直近2年間で710件程度です。公認会計士については、平成22年2月時点の資格証明書の発行件数は約3600件です。また、昨年6月に税理士法人を対象に実施したアンケートでは、会計参与設置会社は26社という数字が出ています。これを要望していきます。現在、中小指針のチェックリストを活用した融資商品を扱っている金融機関は約120です。会計参与設置会社を対象とした融資商品が約45です。メガバンクだと、会計参与設置会社の数が1500程度では商品化は難しいです。意見交換しながら、商品開発をしていただければと思います。岩橋 税理士個々の就業意欲が大事になってきそうですね。もちろん企業側からの要請はありますが、やはり税理士の就業意欲が高まることを期待しています。

岩橋 そうですね。会社内部の話がありました。外部から求められることについてはいかがでしょうか。櫻庭 会計参与に対する外部の見方としては、「税理士の職域拡大のため」という誤ったものがあります。この誤解はもう解かなければなりません。そんな目的ではなく、銀行や取引先から喜ばれるという具体的な事例を挙げて説明する必要があります。ある会員のパン屋の例を紹介いたします。会計参与というのは計算書類の作成というものが主たる業務ですが、それは会社法で最低限やらなければならぬ業務と定められていること、それ以外のことをやらないといけないとどこにも書いていません。会社と会計参与の職務の関係で問題がない限りは、いろいろ自由にできるのですが、その会員の場合は、パン屋の経営者から棚卸資産の問題について、「今度お店に行ったらちょっと見てきて」と言われて、実際に見て棚卸資産の回転が悪いとか、在庫の管理がよくないということを感じ、取締役会での改善の必要性を説いたそうです。例えば、什器備品の置き方、仕入れたものの管理の仕方、売れ残りの商品の扱

岩橋 今、新しい中小企業の会計ルールが中小企業庁を中心に検討されています。その経緯を簡単に説明いたします。平成17年8月に中小指針が日税連、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(ASBJ)の共同で作成されましたが、平成19年ごろから国際会計基準(IFRS)と日本の会計基準のコンパリエンス(収斂)に向けて検討が開始され、中小指針もその影響を受けるのではないかと懸念され始めました。こうした中、中小企業の会計のあり方を検討するため、平成22年に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を、ASBJが「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、それぞれ報告書を公表し、中小指針とは別に新たな会計ルールを作成するの方向

岩橋 最後に、会計参与制度の将来性、あはどのよう普及していくべきかについてお聞かせください。能任 会計参与に就任するためには日税連の発行している資格証明書が必要になります。この資格証明書の発行枚数が現在約2300件です。ちなみに直近2年間で710件程度です。公認会計士については、平成22年2月時点の資格証明書の発行件数は約3600件です。また、昨年6月に税理士法人を対象に実施したアンケートでは、会計参与設置会社は26社という数字が出ています。これを要望していきます。現在、中小指針のチェックリストを活用した融資商品を扱っている金融機関は約120です。会計参与設置会社を対象とした融資商品が約45です。メガバンクだと、会計参与設置会社の数が1500程度では商品化は難しいです。意見交換しながら、商品開発をしていただければと思います。岩橋 税理士個々の就業意欲が大事になってきそうですね。もちろん企業側からの要請はありますが、やはり税理士の就業意欲が高まることを期待しています。

岩橋 最後に、会計参与制度の将来性、あはどのよう普及していくべきかについてお聞かせください。能任 会計参与に就任するためには日税連の発行している資格証明書が必要になります。この資格証明書の発行枚数が現在約2300件です。ちなみに直近2年間で710件程度です。公認会計士については、平成22年2月時点の資格証明書の発行件数は約3600件です。また、昨年6月に税理士法人を対象に実施したアンケートでは、会計参与設置会社は26社という数字が出ています。これを要望していきます。現在、中小指針のチェックリストを活用した融資商品を扱っている金融機関は約120です。会計参与設置会社を対象とした融資商品が約45です。メガバンクだと、会計参与設置会社の数が1500程度では商品化は難しいです。意見交換しながら、商品開発をしていただければと思います。岩橋 税理士個々の就業意欲が大事になってきそうですね。もちろん企業側からの要請はありますが、やはり税理士の就業意欲が高まることを期待しています。

岩橋 最後に、会計参与制度の将来性、あはどのよう普及していくべきかについてお聞かせください。能任 会計参与に就任するためには日税連の発行している資格証明書が必要になります。この資格証明書の発行枚数が現在約2300件です。ちなみに直近2年間で710件程度です。公認会計士については、平成22年2月時点の資格証明書の発行件数は約3600件です。また、昨年6月に税理士法人を対象に実施したアンケートでは、会計参与設置会社は26社という数字が出ています。これを要望していきます。現在、中小指針のチェックリストを活用した融資商品を扱っている金融機関は約120です。会計参与設置会社を対象とした融資商品が約45です。メガバンクだと、会計参与設置会社の数が1500程度では商品化は難しいです。意見交換しながら、商品開発をしていただければと思います。岩橋 税理士個々の就業意欲が大事になってきそうですね。もちろん企業側からの要請はありますが、やはり税理士の就業意欲が高まることを期待しています。

岩橋 次に、会計参与に求められること、あるいは中小企業が求める会計参与のあるべき姿について、ご意見を伺いたいです。岩橋 会計参与の職務は取締役と共同して適正な計算書類を作成することですが、内部機関として外部からは見えない経営の問題点を発見し、それを改善するための有用で信頼性の高い情報・助言を提供することも求められていると思います。その仕事の中で、会計処理の内部統制の確立、コンプライアンス、あるいは角度を変えて後継者の育成に対する指導など、さまざまな問題を解決するような手立てを考え、企業の方針が正しいものになるようにしていくことが必要だと考えています。加藤 内部統制というのは非常に重要な役割だと思えます。それぞれの会社には事業活動に携わる役員、従業員から生まれた風土や習慣が根付いているため、それが不適正な財務報告を生み出す原因になっている場合があ

岩橋 そうですね。会社内部の話がありました。外部から求められることについてはいかがでしょうか。櫻庭 会計参与に対する外部の見方としては、「税理士の職域拡大のため」という誤ったものがあります。この誤解はもう解かなければなりません。そんな目的ではなく、銀行や取引先から喜ばれるという具体的な事例を挙げて説明する必要があります。ある会員のパン屋の例を紹介いたします。会計参与というのは計算書類の作成というものが主たる業務ですが、それは会社法で最低限やらなければならぬ業務と定められていること、それ以外のことをやらないといけないとどこにも書いていません。会社と会計参与の職務の関係で問題がない限りは、いろいろ自由にできるのですが、その会員の場合は、パン屋の経営者から棚卸資産の問題について、「今度お店に行ったらちょっと見てきて」と言われて、実際に見て棚卸資産の回転が悪いとか、在庫の管理がよくないということを感じ、取締役会での改善の必要性を説いたそうです。例えば、什器備品の置き方、仕入れたものの管理の仕方、売れ残りの商品の扱

岩橋 今、新しい中小企業の会計ルールが中小企業庁を中心に検討されています。その経緯を簡単に説明いたします。平成17年8月に中小指針が日税連、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(ASBJ)の共同で作成されましたが、平成19年ごろから国際会計基準(IFRS)と日本の会計基準のコンパリエンス(収斂)に向けて検討が開始され、中小指針もその影響を受けるのではないかと懸念され始めました。こうした中、中小企業の会計のあり方を検討するため、平成22年に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」を、ASBJが「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、それぞれ報告書を公表し、中小指針とは別に新たな会計ルールを作成するの方向

岩橋 最後に、会計参与制度の将来性、あはどのよう普及していくべきかについてお聞かせください。能任 会計参与に就任するためには日税連の発行している資格証明書が必要になります。この資格証明書の発行枚数が現在約2300件です。ちなみに直近2年間で710件程度です。公認会計士については、平成22年2月時点の資格証明書の発行件数は約3600件です。また、昨年6月に税理士法人を対象に実施したアンケートでは、会計参与設置会社は26社という数字が出ています。これを要望していきます。現在、中小指針のチェックリストを活用した融資商品を扱っている金融機関は約120です。会計参与設置会社を対象とした融資商品が約45です。メガバンクだと、会計参与設置会社の数が1500程度では商品化は難しいです。意見交換しながら、商品開発をしていただければと思います。岩橋 税理士個々の就業意欲が大事になってきそうですね。もちろん企業側からの要請はありますが、やはり税理士の就業意欲が高まることを期待しています。

岩橋 最後に、会計参与制度の将来性、あはどのよう普及していくべきかについてお聞かせください。能任 会計参与に就任するためには日税連の発行している資格証明書が必要になります。この資格証明書の発行枚数が現在約2300件です。ちなみに直近2年間で710件程度です。公認会計士については、平成22年2月時点の資格証明書の発行件数は約3600件です。また、昨年6月に税理士法人を対象に実施したアンケートでは、会計参与設置会社は26社という数字が出ています。これを要望していきます。現在、中小指針のチェックリストを活用した融資商品を扱っている金融機関は約120です。会計参与設置会社を対象とした融資商品が約45です。メガバンクだと、会計参与設置会社の数が1500程度では商品化は難しいです。意見交換しながら、商品開発をしていただければと思います。岩橋 税理士個々の就業意欲が大事になってきそうですね。もちろん企業側からの要請はありますが、やはり税理士の就業意欲が高まることを期待しています。

会計参与に求められること

「中小企業の会計に関する指針」と「新たな会計ルール」

会計参与の普及に向けて